被災家屋の応急修理について（申込期限は４月13日木まで）

問　建設課　都市計画係　☎２８２－１３１２

熊本地震により住宅が半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、応急的に補修する経費を限度額（57万６千円）の範囲内で補助します。詳細や対象となる工事の範囲については、お問い合わせください。

■申込期限

- 平成29年４月13日木が申込期限です。期限までに申込がない場合には、応急修理制度が利用できません。下記の場合も、期限までに申込んでください。

①見積書が期限までに準備できない場合
②り災証明書の再調査結果待ち（現在のり災区分が一部損壊）だが、半壊以上になれば応急修理を利用する場合

■必要書類

- 申込書
- 申出書（半壊の場合のみ）
- 指定業者願書および添付書類
- 見積書
- り災証明書（写し可）
- 修理前の被災箇所の写真
- 印鑑

※納屋・倉庫等を住宅とする場合

上記の書類に加え、

- 被災住宅の写真
- 住宅の敷地内の状況がわかる写真（同一敷地内にあることを確認するため）

義援金をいただきました

問　企画財政課　復興推進係　☎２８２－１２６３

このたびの熊本地震における全国の多くの方々から心温まるご支援に感謝します。義援金は、個人や企業、県などから、累計15億3,509万2,866円の善意をいただいています。

○恐竜博物館募金箱　○タニグチ　タケシ　○フジモト　ヤスオ　○かたりなの会　野々垣章子

◉義援金累計　15億3,509万2,866円（２月28日現在）

義援金の内訳は、町への義援金が5,989万2,866円、県から町への配分金が14億7,520万円となっています。県から町への配分金は、県の配分委員会で決定した基準に基づき支給されますので、被害状況により金額が異なります。

現在、町では、県の配分基準に沿い、被害住家に居住していた世帯で、申請手続きが完了した人を対象に、義援金の配分を行っています。町への義援金の配分については、町の配分委員会で決定し、11ページのとおり配分を行う予定です。

寄付金（見舞金）をいただきました

問　総務課　管理係　☎２８２－１１１１

熊本地震発生後、個人や企業などからご支援をいただきました。町に対して２月１日から２月28日までに寄付金（見舞金）をいただいた方々は次のとおりです。誠にありがとうございます。（敬称略、順不同）

○伊万里ライオンズクラブ
○長野県阿南町議会
○鹿児島ライオンズクラブ　会長　安田勝英
○嘉島産業㈱
○社会福祉法人那珂川福祉会
○㈱鶴屋百貨店（100％熊本百貨店）
○鹿児島南洲ライオンズクラブ

◉累計　6,687万4,672円（２月28日現在）

国民健康保険加入者へ新しい保険証を郵送します

問　町民保険課　保険係　☎２８２－１１１３

平成29年４月１日から有効の国民健康保険被保険者証（保険証）を３月末までに郵便局の簡易書留で郵送します。保険証の受け取りには受領印が必要です。

■新しい保険証の色が変わります

新しい保険証の色は「一般被保険者証（うぐいす色）」と「退職被保険者証（水色）」の２種類です。

４月１日以降は、新しい保険証を持って医療機関を受診してください。

■お願い

有効期限を過ぎた現在お持ちの保険証は、ハサミで切る、シュレッダーで処分するなど各自で破棄をお願いします。

■その他

国民健康保険税に未納がある世帯へは、保険証の郵送ができていません。保険税に未納がある人は、至急完納し、保険係窓口まで保険証を受け取りに来てください。

※後期高齢者医療被保険者証および限度額認定証の有効期限は平成29年７月31日までとなっています。新しい保険証と限度額認定証は、７月中旬に郵送します。

国民健康保険 被保険者証
有効期限 平成30年3月31日
記号 御船　番号 000000
資格 一般
氏名 御船　竜太　性別 男
住所 熊本県上益城郡御船町大字御船○○番地
生年月日 昭和○年○月○日　世帯主氏名 御船　竜太
取得年月日 平成○年○月○日　交付年月日 平成29年4月1日
保険者住所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1
TEL (096)282-1113
保険者番号 430967
保険者名 御船町

▲新しい保険証（一般被保険者証）

統計調査の登録調査員を募集しています

問　企画財政課　行革推進係　☎２８２－１２６３

町では、国が実施する統計調査に随時従事する登録調査員（統計調査員）を募集しています。

「登録調査員」とは、統計調査員として継続的に活動することを希望し、あらかじめ町に登録した人をいいます。

一人一人の統計調査員が集めた調査票の集計が「統計」として公表され、個々の統計調査員の熱意と活躍によって統計全体の正確性が向上することになります。登録調査員には、統計調査を実施する際に町から調査員活動を依頼します。

責任を持って調査にご協力いただける人、空き時間を有効活用したいという人は、お気軽に企画財政課までお尋ね下さい。

■調査期間　約２ヵ月間（平均）

■調査員の仕事○調査員説明会に出席○担当調査区の確認○調査票の配布・回収○調査票の審査・整理○調査票の提出

■待遇　報酬あり、災害補償あり

※登録調査員になっても、必ずしも毎回調査に協力しなければならないというわけではありません。

農業委員会からお知らせ

問　農業振興課　農地係　☎２８２－１６０７

平成29年４月より、農業委員会への申請書の提出締切日を毎月27日（４月･12月は24日）から、毎月25日へと変更します。

	変更前		変更後
申請締切日	毎月27日 （４・12月は24日）	➡	毎月25日 ※締切日が休みの場合は次の開庁日